

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	米子市 個人住民税賦課事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

米子市は、個人住民税賦課事務で特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

米子市長

公表日

令和6年8月21日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税賦課事務
②事務の概要	地方税法に基づき、住民から提出された申告書(国税庁から提供を受けた所得税の申告情報を含む。)、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書、その他必要な情報を収集し、個人住民税を計算、賦課決定し、通知する。賦課決定に際し、又は賦課決定した後においても、必要に応じ税務調査を実施し、公平・公正な賦課決定を行なう。 また、課税対象者からの申請に基づき、個人住民税情報から課税証明書、所得証明書を発行する。
③システムの名称	個人住民税システム 国税連携システム 統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル 宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表 24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 (特定個人情報の照会) 番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地 米子市 市民生活部 市民税課 電話 0859-23-5111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地 米子市 市民生活部 市民税課 電話 0859-23-5111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	I-5-①	総務部市民税課	市民生活部 市民税課	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年2月28日	I-5-②	市民税課長 奥谷 剛	市民税課長	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年2月28日	I-7、I-8	(省略)	〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地 米子市 市民生活部 市民税課 電話 0859-23-5111	事後	見直しによる軽微な修正
平成31年2月28日	II-1、II-2	平成27年7月1日時点	平成31年1月4日時点	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年2月28日	IV	なし	新規追加	事後	様式の変更に伴う修正
令和2年7月17日	II-1、II-2	平成31年1月4日時点	令和2年5月12日時点	事後	再実施に伴う修正
令和3年7月1日	I-4-②	(省略)	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第7号及び別表第2 9、20、53を追加	事後	見直しによる修正
令和3年7月1日	II-1、II-2	令和2年5月12日時点	令和3年5月1日時点	事後	見直しによる修正
令和3年7月1日	I-4-②	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第7号及び別表第2 (省略) (特定個人情報の照会) 番号法第19条第7号及び別表第2 27の項	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第8号及び別表第2 (省略) (特定個人情報の照会) 番号法第19条第8号及び別表第2 27の項	事前	番号法改正に伴う修正 令和3年9月1日より施行
令和4年7月1日	I-4-②	(省略)	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第8号及び別表第2 121を追加	事後	見直しによる修正
令和4年7月1日	II-1、II-2	令和3年5月1日時点	令和4年5月1日時点	事後	見直しによる修正
令和5年8月8日	II-1、II-2	令和4年5月1日時点	令和5年5月1日時点	事後	見直しによる修正
令和6年8月21日	II-1、II-2	令和5年5月1日時点	令和6年5月1日時点	事後	見直しによる修正
令和6年8月21日	I-3	番号法第9条第1項及び別表第1 16の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	番号法第9条第1項及び別表 24の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令 第16条	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年8月21日	I-4-②	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第7号及び別表第2 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、26、27、28、 29、31、34、35、37、39、40、42、48、53、54、57、 58、59、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、 84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、 107、108、113、114、115、116、117、120、121の 項 (特定個人情報の照会) 番号法第19条第8号及び別表第2 27の項	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第8号及び行政手続における特 定の個人を識別するための番号の利用等に關 する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情 報の提供に関する命令第2条の表 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、 42、48、49、53、57、58、59、63、65、69、73、75、 76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、 98、106、108、115、124、125、129、130、132、 137、138、140、141、142、144、147、151、152、 155、156、158、160、161、163、164、165、166、 167、168、169、170、171、172、173の項 (特定個人情報の照会) 番号法第19条第8号及び行政手続における特 定の個人を識別するための番号の利用等に關 する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情 報の提供に関する命令第2条の表 48の項	事後	番号法改正に伴う修正